

下水道法第33条に基づく承認申請事務の流れについて

平成27年11月19日に施行された改正下水道法に基づき、今後下水道管理設工事において、維持管理を意識した計画を求められることとなりました。このことから、事業実施において、チェックシートの提出を求める事とし、併せて、事業の流れについて整理したことから、今後の事業実施にあたっては下記のとおりとします。

下水道法（以下「法」と言う。）第16条（都市計画法第32条に基づく申請を含む）に基づく申請（ただし、下水道法施行令第10条に該当する軽微なものを除く。）を行う場合、以下の流れで行うものとします。

また、書類の訂正については、事前に電子メールにて確認をとり正式書類を提出する事も可能とします。件名の先頭に【申請書】と明記し、修正および変更箇所については、当初を二重線で見え消しし、変更箇所を赤でわかる様に明記して下さい。CADデータでの送信の場合SFC形式とします。ただし、当初から電子メールのみの確認は不可とします。

- ①下水道管きょ等設置工事事前協議申請書提出
↓審査終了後
- ②工事同意書の通知
↓
- ③-1市道の場合：土木工事占用申請書提出（必要な場合）
- ③-2国県道の場合：事前に事業者が関係機関と協議を行い、同意を得た後、土木工事占用申請書を下水道課へ提出
↓土木工事占用許可の通知
- ④国県道の場合：着手届けを下水道課へ提出
↓関係機関着手届け受理
- ⑤工事着手
↓
- ⑥本管理設後（舗装打設前）中間検査申請
↓不合格の場合は是正措置実施
- ⑦工事終了後完了検査申請
↓不合格の場合は是正措置実施
- ⑧工事結果を反映した図面の提出（CADデータも併せて提出）
↓数量等確認後
- ⑨占用工事完了書類提出（必要な場合）
- ⑩管理引渡申請書もしくは寄付申込書提出

法第33条第1項第2号に基づく承認の条件として、「下水道管きょ等設置工事事前協議

申請書」の提出を求めます。申請書には下記の図書を添付してください。ただし、必要最小限の範囲で、条件を追加することができるものとします。

なお、書類提出前に出来る限り事前打ち合わせを行うことを推奨します。また、申請日は書類の必要最低限の不備が是正された日をもって設定するものとします。

申請書添付図書

1. 位置図（1，500分の1以上とする。目標物を位置図に明記する。）
2. 計画平面図
3. 縦断面図
4. 横断面図
5. 管きょ標準断面図（本管・取付管）
6. 構造図（マンホール、公共ます、蓋、副管、取付管、矢板）
7. 公図写（管路埋設位置および公共ますを赤で明記すること。行為を行う範囲を明記すること）
8. 求積図（公図と同じ）
9. 土地利用承諾書（必要場合は提出すること）
10. 都市計画課との協議結果書（1，000㎡未満の行為）

※2から6までは、下水道課ホームページに掲載しておりますチェックリストにて確認を行い、添付する事。

なお、施工管理基準および写真管理基準についても下水道課ホームページに掲載しておりますので、基準に基づき適切に提出する事。

参考文献

下水道実施計画・設計指針と解説 前編 ー2009年版ー

下水道用設計積算要領ー管路施設（開削工法）編ー 2010年版

下水道工事の設計・積算の手引きについて（通知） 平成13年6月12日

下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー

問い合わせ先

富士宮市水道部下水道課建設係

富士宮市弓沢町150番地

TEL 0544-22-1174（直通）

e-mail w-gesui@city.fujinomiya.shizuoka.jp